



認定証の申請は8月31日までに

市民税非課税世帯の介護サービス費などを軽減

いずれも、問い合わせは介護保険課(☎321-1250)へ。

施設入所時の食費と居住費の負担を軽減

市民税が非課税の世帯の人が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などへ入所(ショートステイを含む)している場合、本人の所得状況などに応じて施設でかかる食費や居住費(滞在費)が軽減されます。費用の軽減には、認定証が必要です。

現在、認定証の交付を受けている人に、更新の通知と申請書を6月下旬に送付します。通知が届いた人は8月31日(水)までに、市役所2階26番窓口介護保険課か各支所市民福祉課へ申請してください。今回の申請で交付される認定証の有効期間は、8月1日から来年7月31日までです。

新たに認定証の交付を希望する人は、同課で申請を受け付けています。認定証の有効期間は、申請した月の1日から翌年7月31日までです。

介護サービスなどの支払いを軽減

市民税が非課税の世帯の人で、預貯金が一定の額以下などの要件に該当する人は、介護サービスに対する費用などが軽減される場合があります。要件はそれぞれ異なるので、新たに申請する人は介護保険課へ問い合わせてください。

介護施設などで利用した介護サービスの支払いを軽減

社会福祉法人が運営する介護施設などが行うサービスに対する費用や食費、居住費(滞在費)を軽減します。原則4分の1が軽減されます。

居宅サービス利用者の支払いを助成

自宅での食事や入浴の介助などの居宅サービスに対する費用のうち、利用者負担分として支払った額の2分の1を助成します。ただし、月の1日から末日までにかかった介護サービス費が自己負担限度額を超えたときに超えた分を払い戻す「高額介護サービス費」制度などで軽減されている部分は対象になりません。



ひょうによる被害を受けた農家が対象です

被害のあった販売農家を支援する市の取り組み

5月27日と6月2日に降った激しいひょうにより、農作物が傷付いたり、農業用のハウスが壊れたりするなど、市内の農家に大きな被害がありました。

市は、被害を受けた農業者向けの支援として、見舞金の支給と廃材の回収を行います(見舞金は議会承認後)。いずれも対象は、5月27日と6月2日に降ったひょうの被害を受けた市内の販売農家です。

問い合わせは、農林課(☎321-1261)へ。

見舞金の支給

果樹や野菜などの農作物の被害、農業用施設の被害に対し、それぞれ見舞金を支給します。支給を受けるには申請が必要です。

●見舞金額 果樹や野菜の被害=1経営体につき3万円 農業用施設(農業用ハウスや畜舎・堆肥舎、防災網)=1経営体につき、施設の種類や規模により3・

5・10万円 ●申し込み=7月29日(金)までに、市役所14階農林課か各支所産業課(倉洲支所は農林建設課、新町支所は地域振興課、榛名支所は産業観光課)にある申請書に記入し、同課へ。申請書は、市ホームページ(右記)からダウンロードもできます

被害を受けた農業用施設のガラスやビニールシートなどの回収

ひょうで壊れた農業用施設の廃材(ガラスやビニールシートなど)を、無料で回収します。搬入場所や日時など詳しくは、農林課へ問い合わせください。



ガラスの割れた農業用ハウス



3年ぶりにもてなし広場で開催します

キングオブパスタの出店者を募集

キングオブパスタ実行委員会は、11月13日(日)に「パスタのまち高崎」のナンバーワンを決める祭典・キングオブパスタを開催します。昨年、一昨年は新型コロナウイルス感染症の影響でスタンプラリー形式で行われましたが、今年は3年ぶりにもてなし広場を会場に実施。感染症対策を徹底して行います。

同会は、キングオブパスタ2022の出店者を募集します。詳しくは、公式ホームページで確認してください。

問い合わせは、同会(☎323-2868)へ。

- 対象=市内で営業し、パスタを提供する店舗
- 募集店舗数=15店程度
- 申し込み=7月1日(金)午前10時~31日(日)午後5時に、公式ホームページから応募

公式ホームページ▶



キングオブパスタとは?

人口あたりのパスタ店の数が全国でも多い本市では、多くの市民にパスタ料理が親しまれています。そんな「パスタのまち高崎」を象徴するイベントが、キングオブパスタです。平成21年から毎年開催され、今年で14回目を迎えます。市内の店舗が群馬県産の食材を使い、イベントのために限定メニューを開発して出場。来場者の投票により、優勝店が選ばれます。今年のイベントの詳細は、決まり次第、公式ホームページや広報高崎でお知らせします。



◀限定メニューに舌鼓



自動で警告メッセージが流れる電話機などが対象

詐欺電話防止のための電話機の購入に助成

市は、高齢者の詐欺被害を未然に防ぐため、通話内容を録音する旨の警告メッセージが着信時に自動で流れる電話機などの購入費用を補助しています。補助金額は、機器の購入費用の2分の1で、最大5,000円です。設置や付属品の購入などにかかった費用は対象になりません。

申し込みは、来年3月31日(金)までに、市役所16階防犯・青少年課(☎321-1297)か各支所地域振興課にある申請書に記入し、必要な物を持って同課へ。申請書は、市ホームページからダウンロードもできます。

- 対象となる人=次の①~③の全てに当てはまる人①本市に住民登録があり、その住所に居住している②昭和28年4月1日以前に生まれた③市税の滞納がない
- 対象となる機器=新品で、次の①~④の全てに当てはまる物①「通話が録音されます」などの警告メッセージが自動で流れる②通話内容が自動で録音される③令和2年4月1日以降に購入した④自宅に設置した
- 必要な物=領収書、カタログや取扱説明書など

購入した機器の機能が確認できる物、申請者の口座の分かる通帳のコピー、本人確認のできる物、代理人が申請する場合は委任状



■高齢者を狙った特殊詐欺に注意してください

振り込め詐欺などの特殊詐欺が増えています。留守番電話機能や電話番号表示機能などを使い、不審な電話には出ないでください。警告メッセージ機能を備えた電話機の使用も効果的です。もし通話してしまっても、口座番号や暗証番号、資産状況などの個人情報は絶対に教えないようにしましょう。少しでも「おかしいな」と感じたら、周囲の人や消費生活センター(☎327-5155)、警察に相談してください。

最近あった犯行の手口の例

- 申し込んでいないのに「新築の老人ホームに入所の枠があるので、先に入金手続きをしてください」などと言って、高額の入金を促す